

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)および行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年滋賀県条例第34号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 住民基本台帳法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第3条関係)
- (2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正による題名の改正等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第28条関係)
- (3) (1)は戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から、(2)は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行することとします。

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、申請に係る特定非営利活動法人の役員が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合で、知事が同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報（同法第30条の6第1項の本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用するときおよび同法第30条の11第1項の規定により同法第30条の2第1項の地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書には、前項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</p> <p>第4条から第27条まで 省略</p> <p>第28条 法第74条に規定する手続等について、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第5条までの規定により電磁的方法により行う場合</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、申請に係る特定非営利活動法人の役員が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合で、知事が同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報（同法第30条の6第1項の本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用するときおよび同法第30条の11第1項の規定により同法第19条の3の地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書には、前項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</p> <p>第4条から第27条まで 省略</p> <p>第28条 法第74条に規定する手続等について、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条から第8条までの規定により電磁的方法により行う場合</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>以下省略</p>